

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

——「場としての祭祀」を観点とした朝鮮跪拝の一考察——

金子 祐 樹*

序

一 チェサで行われるヂョル

- (1) 朝鮮の跪拝, ゼョル
- (2) ゼョルの行われる節次

二 已むことなき舞の伝統

- (1) 歌舞飲食の祭祀
- (2) 八閔会と燃燈会

三 『朱子家礼』『祭礼』と跪拝習俗

- (1) 儒礼教化政策の施行
- (2) 朝鮮跪拝技法論の発生

結 び

序

チェサ¹⁾と呼ばれる祖先祭祀が朝鮮半島に存在する。

彼の地に伝わる古き良き儒の伝統、深き孝を象徴する儀礼として認知されているのではないだろうか。このイメージはそのまま朝鮮民族の性質として捉えられ、民族のアイデンティティの象徴であることすら背負わされ

* 本学文学研究科修了

キーワード：祭祀（チェサ）、跪拝（ヂョル）、歌舞、儒礼教化政策、身体技法論

ている²⁾。

祖先への孝を示す舞台，チェサにおいては誰もが跪き額づく。この跪拝をヂョル³⁾ という。以下の資料をご覧ください。

<資料①>⁴⁾



墓の前で皆がひれ伏している。これがヂョルである。「祖先の墓や親族の長上の前で行われる礼拝」⁵⁾ であり「最高にして最上の尊敬の表現」⁶⁾ であるらしい。チェサにおいては祖先への尊敬を表現する為に、実際に参加者一同で行われている。しかし、このヂョルがチェサの中で行われるというのはいささか奇異に思えてならない。チェサの式次第の典拠とされる『朱子家礼』『祭礼』をひも解いた方々ならお分かりであろう。個人が地に膝をつく、また地に伏す動作そのものは「祭礼」に存在するものの、一同でひれ伏す場面としては記載が無いからである⁷⁾。

チェサは民族アイデンティティの象徴として何の疑いも無く信じ込まれてきた。しかしチェサの式次は中国の『朱子家礼』『祭礼』に導かれたものだという。ところがチェサで行なわれるヂョルは『朱子家礼』に記されていない。

この捻れは何なのか。

手掛かりは『朝鮮王朝実録』に記録されている。礼の歪みを知らされた

のは第十四代国王の宣祖であった。

- ・「禮曹啓して曰く、二月十九日の朝講にて、上曰く、宗廟の祭は唐禮を以て法と爲し、執事の臣は立ちて以て禮を行え。唐人は立つに習う、故に終日久しく立つと雖も、勞と爲さず、と。我が國は則ち然らず。年老の臣は久しく立つ能わず、汗を流し衣を沾すに至る。但だ在下のもののみ然りと爲すに非ず、自上も亦た堪う能わざる也。大概身は安くして、然る後に誠敬を盡くすべし。決して堪う能わざれば、則ち何を以てか禮を盡くさん。肅敬に跪を以てするは、妨ぐる所無きに似たり、と。本月二十三日、都承旨の李尚毅は啓して曰く、頃日の朝講、宗廟制度稟定の時、宗廟祭立禮の一節、別に傳教有り。並に禮官をして議啓し敢えて稟せしめんか、と。傳に曰く、此れ乃ち偶然にして之を言う。然して試みに問うを妨げず、大概凡そ祭に參する上下の人、決して堪う能わざるの事、此の意並に之を言う、と。禮曹啓して曰く、凡そ祭は敬を以て主と爲す、故に立ちて禮を行う、其の來たれるや已に久し。但だ我が國の人は立つに習わず、老病に非ずと雖もまた疲困の極みに堪う能わず、誠敬は理を専らにせず、勢然らしむれば、聖念此に及ぶ、但だ體下察物の仁は言表に溢るのみならず、其れ人力を竭せず意を専らにして敬を致さんと欲すの意盡くすに至り、聖教に依りて、代うるに跪を以てし、先ず情禮を合す。等しく我が國の人、跪もまた其の習う所に非ず、常時闕庭にて禮を行ふの時、跪と呼ばば則ち長く跪くを知らず、之が爲めに跪類は皆な危坐なるのみ、則ち反つて不敬に涉る、尤も未安爲り。我が國の俗、凡そ尊敬は俯伏を以て禮と爲し、已に成習となる。立つの正たるに如かずと雖も、之を跪坐に比せば、猶お彼を此より善しと爲す。事は祭亨に係る重事なり、該曹の敢えて獨り擧に議する所に非ず、大臣は旨を稟け、署經を定奪し、

施行するは何如，と。傳に曰く，先に事は傳教せり，大臣に議せよ，と。則ち，領議政柳永慶，左議政許瑗，右議政韓応寅，^{おも}以爲えらく，宗廟の祭，立ちて禮を行うは老病の人力めども堪え難き所，自上の特に留念するものと爲り，問いを筵中に發す。此の誠は祭に臨むに敬を致すより出づ。體下以仁の至意なり。而るに^た但だ祖宗の朝より，凡そ祭は立つを以て禮と爲し，之を行うこと已に久し。一朝にして^{にわ}卒かに變ずれば，恐らく或いは未安なり，伏して^{おも}惟うに上の裁して施行するは何如，と。傳に曰く，知れり，と。』⁸⁾

宗廟の祭，つまり王家の祖先に対して行われる祖先祭祀において，参加者は立ち続けなければならない。しかし，立ち姿勢に不慣れな家臣は疲れに耐え切れず膝をついてしまう。その上，跪いて立つことすら長くは続かず，続いたとしても却って無礼だと言う。そこで，朝鮮在来の習俗である俯き伏す礼を認めるしかないという内容であった。

なぜ立ち続けなければならないのか。それは，彼らの挙行する祭祀が専ら中国の礼制，就中，『朱子家礼』⁹⁾に準拠すべきだからである¹⁰⁾。この時点で，行うべき拝礼の動作は「我が国の俗」である「俯伏」に取って代わられているけれども，由来を峻別できている点で捻れていないと言える。「祭礼」に異物が混入し歪んでいるに過ぎない。

この歪みは，しかし王朝にとって由々しき問題であった。朱子学を国是とする朝鮮王朝社会にとって，『朱子家礼』は身分の上下を問わず守られるべき¹¹⁾礼のマニュアルであるばかりでなく，政治の方針にして理想国家実現の手段であった。当時の政権が施行した，儒教国家実現を目論むこうした一連の政治的実践を儒礼教化政策と言う¹²⁾。

礼とは，一言すれば徳を表現する為の身体技法に他ならない¹³⁾。朱子学において，冠婚喪祭といった儀式の手順やもてなしの礼及び掃除・歩き方

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

など日頃の振る舞いは何よりもまず初めに身につけるべき事柄である。次いで『爾雅』などで字義や読み方を学んだ後、ようやく徳と言う最も高次なものを磨くとする段階主義を唱えており、これを「下学して上達す」と表現した¹⁴⁾。儒礼の実践なくして徳の向上はありえない。

この点に儒礼教化政策の意図が見えよう。身体技法の歪みは思想の歪み、そして教化政策の失敗に直結する。それ故に儒者は、政権に身を置こうとも野に在ろうとも、早急に対策を講じて礼を整えねばならないのだ。

本稿では、祭祀を場として認識し、その視座から拝礼を含む身体技法全般について考察する。上の事例で明らかのように、跪き平伏す拝礼は、祖先祭祀で本来行われないものであった。王家ですらあのようにであったから、民間が如何なる状況であったか想像に難くない。朝鮮半島において祭祀とは如何なる場であったのか。そこで人々は何者と対し、どのように動いていたのか。可能な限り古い年代から先の宣祖までを通時的に検討する。捻れの原因もそれによって生じたものも、時を読むことによって明らかになる。

一 チェサで行なわれるヂョル

(1) 朝鮮の跪拝、ヂョル

形態的類似が必ずしも同一であることを示すとは限らない。そこで、まずは先の記事に現れる二つの拝礼、すなわちヂョルと俯伏が同一であるかどうかを検証しよう¹⁵⁾。

現代韓国においてヂョルは儒教由来の拝礼として認識されている。細かく描くと以下のとおりである。まず、始めに立った状態から両手を組んで膝をつき、次いで組み合わせた手を胸乃至眼の高さまで上げた後、最後に両手と頭を合わせるようにしつつ額づくという、五つの動作で構成された一連の拝礼様式である。以下の資料をご覧ください。

<資料②>¹⁶⁾



【動作の流れ：⑤拝／叫 ← ④拱手／弓手 ← ③跪／拜 ← ②揖／音 ← ①興／音】

動作にはそれぞれ漢字で名称が付されている。当然、漢字の意味は動作を示すべきであろう。しかし、字の意味を辿って実際に動いてみると最後の段階で齟齬が出てしまう。「拝」では上体が起きたままである¹⁷⁾。図のように俯いた体勢で完了する為には、例えば「俯伏」と名付けられねばならない。なぜ平伏する姿に「拝」が当てられたのか。

ここで、「拝」の持つもう一つの意味に注目する。もし、この「拝」が「おじぎ」と同様、挨拶する行為の総体として動作全てを含めた、「敬容の総称」を意味するとすればどうだろう。ヂョルという固有語が「挨拶」を意味し、ひれふす動作に「拝」を当てているとすれば辻褃が合う。額づくという最終段階でヂョルが完成するということは、額つきこそが「挨拶」の本体であるとも言える。尊敬の意味は額づくことでこそ表現され尽くす。そこで挨拶そのものを意味する「拝」を当て挨拶の完成を表したのではないかと考えられる。

(2) ゼョルの行われる節次

次にヂョルがどの節次で実際に行われているかが問題となる。『朱子家礼』「祭礼」と現地調査資料とを対照すると、チャムシン（参神）・ガンシン（降神）¹⁸⁾ という段階であることが分かる。

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

- ・「参神。主人以下，叙して立つこと祠堂の儀の如くし，立ち定まりて再拜す。尊長老疾ことの若のほき者，他所さしはさに於いて休む」¹⁹⁾
- ・「降神。主人は升り，笏さしはさを拵さしはさみて香を焚き，笏を出して少し退きて立つ。執事者，一人は酒みづさしを開け巾てぬぐいを取りて瓶びんの口を拭ぬぐき，酒みづさしを注みなに實みす。一人は東あづまの階きざしの卓子しやくしの上の盤ばんと盞さんを取り，主人の左ひだりに立つ。一人は注みづさしを執とり主人の右みぎに立つ。主人は笏さしはさを拵さしはさみて跪かまく。盤ばんと盞さんを奉たてずる者も亦またた跪かまく。盤ばんと盞さんを進すすめ，主人は之これを受うく。注みづさしを執とる者も亦またた跪かまき，酒みづさしを盞さんに斟くむ。主人左手ひだりては盤ばんを執とり，右手みぎては盞さんを執とり，茅上せうじやうに灌くわんぐ，盤ばんと盞さんとを以もつて執事者しやくじやくしやに授たまへ，笏さしはさを出す。俛伏たし，興たち，再拜す。降りて位ゐに復かへす。」²⁰⁾
- ・「近親一同祭壇の前に坐し，香を焚く。降神し，祭主は神前に直立し，双手を前まへに出して手指てさしを揃そろえ之これを下したに引ひく如ごとくにして膝部ひざに接あすると同時に跪坐かまして掌てのひらを突き頭部あたまを下したく，如此ごとくすること三回半さんかいはん之これを三拜半さんはいはんの礼れいと称なづす。」²¹⁾
- ・「祭主拜席まつりまに就つき，香を焚き，再拜さいはいして跪坐かまするとき，執事者酒瓶しやくびんを執とり，盞さんに酒みづさしを注みなぐ。祭主左手ひだりてに盤ばんを執とり，右手みぎてに盞さんを執とつて茅沙せうさに灌くわんぐ。畢はつつて俛伏たして興たき，再拜さいはいして位ゐに復かへする。…此この時とき一同一跪いつどういつかま三叩さんくわうの礼れいを行なう。」²²⁾

二つの調査報告によると、『家礼』の「立定再拜」に対して実際には「三拜半の礼」或いは「一跪三叩の礼」が行われていたらしい。三叩は三拜，一跪は半に対応し，ひれ伏す叩頭礼三度と跪礼一度で一致する。ゾール図の拝を一度とすると跪はちょうど半分と言えらる。ゾールらしき動作をしていたことがここで分かる。『朱子家礼』の「参神・降神」には、以下の注が付されている。

- ・「北溪陳氏曰く、寥子晦の広州所刊本、降神は參神の前に在り、臨漳伝本の若く降神は參神の後に在りて之を得たりと爲すにあらず、と。蓋し既に主を其の位に奉ずれば、則ち其の主を虚視すべからず、しかして必ず拜して之を肅しめ。故に參神は宜しく前に居るべし。至灌は則ち又た將に獻を爲す所以にして親しく其の神に饗するの始め也。故に降神は宜しく後に居るべし。然して始祖先祖の祭、只だ虚位を設けて主は無し。則ち又た當に先ず降し而る後に參すべし。亦た是を以て拘ると爲すを容れず。」²³⁾

拜について、本文では「祠堂の礼の如し」(「如祠堂之禮」)²⁴⁾ といい、注では「必ず拜して之を肅しめ」とある。拜字の注に拜では意味を成さないで、祠堂の礼にある拜の注を挙げる。

- ・「凡そ拜は、男子再拜せば、則ち女子四拜す。之を俠拜と謂う。其れ男女相い答拜するも亦た然り」²⁵⁾

拜は男性が二度すれば女性は四度行うものであり、これを俠拜という。俠拜とは男女で立って向かいあいおじぎする拝礼様式を意味する。したがって「必拜而肅之」も立姿勢でお辞儀すべきことをいう。ところが、朝鮮中期の朝鮮語訳『家礼』即ち『家礼諺解』では「必拜而肅之」を以下のように訳している。

- ・「반드시 절키야 공경홀거신 (故로…)」²⁶⁾

「必ずヂョルして恭敬するのである (が故に…)」とある。拜をヂョルと訳していた。チュサにおいて行われていた跪拜が動作・語彙ともにヂョ

ルに相違ないことをここに確認できたのである。

しかしここで新たな疑問が起こる。ヂョルはいつ、なぜ「祭礼」の中で立礼に取って代わったのか。また、そもそも祖先を祀っていたのか。そこで、次は朝鮮における祭祀の記録を通時的視点から考察する。特に祭祀の様式と対象に注目しよう。

二 已むことなき舞の伝統

(1) 歌舞飲食の祭祀

古代朝鮮において、祭祀儀礼は集落の人々が共存する集いの場であった。『三国志』「魏書」東夷伝の記録が最も古いものと考えられる²⁷⁾。

- ・「夫餘。…殷の正月を以て天を祭る。國中大いに會し、連日飲食歌舞す。名づけて曰く迎鼓と。」²⁸⁾
- ・「高句麗。…其の俗、食を節す。官室を所居の左右に治むるを好み、大屋を立て、鬼神を祭り、又た靈星と社稷を祀る。…其の民は歌舞を喜び、國中の邑落は夜暮れて、男女羣聚し、相い歌戯に就く。…十月を以て天を祭るには、國中大いに會す。名づけて曰く東盟と。…其の國の東に大穴有り、名は隧穴なり。十月は國中大いに會し、隧神を迎う。國の東上に還りて之を祭り、木隧を神坐に置く。」²⁹⁾
- ・「濊。…其の俗は山川を重んず。…常に十月の節をもつて天を祭り、晝夜酒を飲み歌舞す。之を名づけて舞天と爲す。又た虎を祭り以て神とす。」³⁰⁾
- ・「韓。…常に五月の種をうゑ下るの訖るを以て、鬼神を祭る。羣聚は歌舞し酒を飲み、晝夜休み無し。其の舞は數十人、俱にたち相い隨いて地を踏み低昂し、手足は相い應じ奏に節す。鐸舞に似たる有り。十月農功畢れば亦た復すること之の如し。鬼神を信じ、國邑各おの一人を立」

て天神を祭るを主る、之を天君と名づく。又た諸國は各おの別に邑有り、之を蘇塗と名づく。大木を立て鈴鼓を懸け鬼神に事う。諸に亡逃し其の中に至れば、皆な之を還さず。』³¹⁾

- ・「弁辰。…俗は歌舞飲酒を喜ぶ。瑟有り、其の形は筑に似る、之を彈けば亦た音曲有り。…鬼神を祠る。』³²⁾

三国以前の古代より祭祀がどのように催されていたか、その様子がありありと伺えよう。共通するのは、歌舞飲食という様式である。しかも歌い舞うのは一人ではなく、集落を挙げてのものであった。昼夜分かたず連日連夜男女集い踊り飲み食う、さながら宴会である。そこに朱子学式祭礼のような厳肅さなど微塵も無く、チヨルなど行われている風も無い。

また、祀る対象について見ると、天神、社稷、虎、靈星など様々であるが、要するに鬼神であった³³⁾。祖先崇拜の記載が見られないといってその有無を断じることにはできないけれども、少なくとも祖先のみを対象とした祭祀は無く、祖先を崇拜する観念も無かったのだろう。鬼神の一として認識され、他の鬼神とともに祀られていたのかもしれない³⁴⁾。

ところで、濊の「祭虎以神」は虎が山神として信仰されていたことを示すものである³⁵⁾。山神を始めとする神々との交信に歌舞が用いられたのは、朝鮮史書の説話にも認められる。

- ・「又た鮑石亭に幸す。南山の神現れ御前にて舞う。左右見えず、王獨り之を見る、人の現れ前にて舞う有り。王自ら舞を作し、以て儂り之を示す。神の名或いは祥審と曰う。故に今に至り国人此の舞を伝うるに、御舞を祥審と曰う。或いは曰く御舞山神と。或いは云う、既に神出でて舞い、審らかに其の兎を象る、工に命じて摹刻し、以て後代に示す。故に象審と曰い、或いは霜髯舞と曰う。此れ万ち其の形を以て

之を稱す。』³⁶⁾

- ・「又た金剛嶺に幸す、時に北岳の神は舞を呈す、玉刀鈴と名いふ。又た同禮殿にて宴する時。地神出でて舞う、地伯級子と名いふ。語法集に云う、時に山神は舞を献ず。唱歌に云う、智理多都波都波等者と。蓋し言うに智を以て國を理むる者は知りて多く逃がる、都邑將に破ると云うと謂う也。乃ち地神山神は國の將に亡びんとするを知る、故に舞を作して以て之を警す。國人悟らず、瑞を現し爲りと謂い、耽樂に耽り滋ること甚だし。故に國終に亡ぶ。』³⁷⁾
- ・「蜀後漢世祖光武帝建武十八年壬寅三月禊洛の日。所は北龜旨に居り《注は省略》、殊に常に聲氣有り。衆庶を呼び喚き、二三百人此に集い會す。人音の如き有り、其の形を隱し、而して音を發して曰く、此れ人有るや否や、と。九子等云う、吾が徒在り。又曰く、吾在る所何と爲す、と。對えて云う、龜旨なり、と。又た曰く、皇天の我に命ぜし所以の者は、是の處に御せしめ、惟れ家邦を新たにし、君后と爲れ、と。茲が爲に故に降る矣。你等峯頂を瀆掘し土を撮れ。之に歌いて云え、龜よ龜よ、首其れ現わさん。若し現さざれば、燐り灼きて喫わん、と。之を以て踏舞し、則ち是れ大王を迎う、歡喜して之に踴躍する也。九干等其の言の如くし、咸忻して歌舞す。』³⁸⁾
- ・「三月、國の東の州郡を巡幸す。不知の所にて從來する四人有り、駕前に詣でて歌舞す。形容は駭すべし、衣巾は詭異なり。時の人は之を山海の精靈と謂う（古記に謂う、王即位元年の事と）。』³⁹⁾

歌舞は祭祀という舞台で古代から脈々と受け継がれ、また、飲食についても祭祀において依然として存在した⁴⁰⁾。三国、新羅時代に至っても変わることはなく、高麗時代においても依然として盛んに行い続けられることとなる⁴¹⁾。

(2) 八関会と燃燈会

古来より朝鮮の人々は、山神を始めとする土着の神々に対し歌舞によって交信し飲食を捧げていた。そこへ中国の先進文化としての仏教が伝来する⁴²⁾。朝鮮で行なわれた仏教儀礼のうち、とりわけ八関会と燃燈会という二種の祭祀が高麗王朝によって頻繁に挙行されている。しかしその主旨も式次も、在来の歌舞飲食によって換骨奪胎されてしまった。

- ・「御内殿にて、大匡朴述希を召し、親ら訓要を授けて曰く、…其の六に曰く、朕の至願する所、燃燈八關に在り。燃燈は佛に事うる所以、八關は天靈及び五嶽名山大川龍神に事うる所以なり。後世姦臣の加減を建白せし者は、切に宜しく禁止すべし。吾れ亦た當に初めて誓心すべし、會日は國忌を犯さず、君臣共に楽しみ、宜しく當に敬依して之を行うべし、と。」⁴³⁾

太祖の訓要によると、燃燈会は仏に仕える所以であり、八関会は天神や山神を始めとする諸々の神々に仕える所以であると言う。しかし、「君臣同樂」が示すように、どちらの法会も歌舞飲食を楽しむ集まりと化すことになる。まずは燃燈会の事例を挙げよう。

- ・「丁酉、王は奉恩寺に如き、特に燃燈會を設け、新造の佛像を慶び讚す。街衢は燈を點く。兩夜各おの三萬の盞、重光殿は百司に及び、各おの綵樓燈山を置き、樂を作す。」⁴⁴⁾
- ・「己丑、燃燈、王は奉恩寺へ如く。庚寅、大いに會し、諸王宰樞侍從を重光殿に宴す。酒酣にして、左右に舞を命じ、平章事の金景庸等起ちて舞う。承宣の林彦、酔いを伴り退きて曰く、東邊未だ寧かならず、舞を忍ぶべきか、と。」⁴⁵⁾

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

- ・「辛酉，燃燈，王は奉恩寺へ如く。翌日大いに會し，帳殿に御して樂を見る。夜は群臣と與に酣飲す。日曇れども未だ罷めず，軍校皆な酒を使い鼓躁がしく，牽龍は争いて其の榻を高くあげ，與に浮階に至る。相い齋しく尊卑に等無し，王も亦た甚だ起ちて舞わんと欲す。左承の文章弼は之を諫め止める。」⁴⁶⁾
- ・「二月戊子，燃燈。王は奉恩寺へ如く。庚寅，諸王宰樞に宴す。王は挙手を再どして以て群臣に示して曰く，凡そ宴に赴く者は，拍手して以て我が樂を助けよ。酒闌にして，王猶お楽しむこと甚だし。群臣は拍手踊躍し，汗流れて體に被る。暮に至り乃ち罷む。」⁴⁷⁾
- ・「辛丑。燃燈。呼旗戯を殿庭に觀て布を賜う。國俗は四月八日は釋迦の生日を以て家家燃燈す，期に前だつこと數句，群童は紙を剪り竿に注して旗を爲し，城中街里を周り呼び米布を求めて其の費と爲す。之を呼旗と謂う。」⁴⁸⁾

本来，燃燈会は仏や菩薩への供養の儀礼である。しかし，上の記事を見る限り，供養の儀礼を想像することはかなり難しい。法会は宴会と化し，けたたましく音楽が流れている。国王自ら率先して汗まみれになるほど踊り，臣下は拍手で音頭をとっているのだから。

なお，最後の記事は法会そのものではなく，燃燈会の日に行われた国の祭祀習俗が記録されている。すなわち，四月八日の釈迦の誕生日に際し，家々では明かりをとす。それに先立つこと數句，子供達は切り揃えた紙を竿につけて旗とし，町中を歩き回って米や布を求めるといふもので，呼旗（戯）と呼ぶとある⁴⁹⁾。燃燈会は，高麗社会全体において歌舞飲食の祭祀であった。一方，八關会はどうであろうか。

- ・「庚子。八關會を設く。神鳳樓に御し，百官に醕を賜う，夕べに法王

寺を幸す。翼日大いに會し、又た酺を賜い、樂を觀る。」⁵⁰⁾

- ・「庚辰。八關會を設く。王は毬庭より還りて閤門の前に至り、蹕を駐め、唱和すること之を久しくす。倡優に命じて仗内にて歌舞せしめ、幾く三鼓に至る。御史大夫崔贄の雜端、許載は諫を進む、王嘉して之を納む。」⁵¹⁾
- ・「戊子。觀風殿に御し、下教して曰く、…一、仙風を遵尚せよ。昔、新羅は仙風大に行わる、是に由り龍天は歡悦し、民物は安寧なり。故に祖宗以來其の風を崇尚すること久し矣。近来、兩京の八關の會、日びに舊格を減ず、遺風漸く衰う。今より八關會は兩班の家産の饒足たる者に預擇し、定めて仙家と爲せ。依りて古風を行い、人天をして咸悦せしむるを致せ。…。」⁵²⁾
- ・「己亥。八關會を設け、王は樂を毬庭に觀る。翌日大いに會し、又た樂を毬庭に觀る。」⁵³⁾
- ・「十一月丁丑、八關會を設く。法王寺に幸し、國恤を當て宮樂を奏で還らす。識者は之を譏る。」⁵⁴⁾
- ・「十一月丁巳、八關會を設く。翼日、王は儀鳳樓に御し樂を觀る、榻より墜ち臂を傷む。」⁵⁵⁾
- ・「丁卯。八關會を設く。禍は妓及び宮女を率い、憲府の北山に登り、之を觀る。」⁵⁶⁾

結論から言えば、八關會も歌舞飲食の場と成り果てた。法會に集まった百官に食事が与えられ、歌舞や音楽が用意されている。燃灯会と同様に、当時の官僚は食事を堪能しつつ踊りや曲を堪能し、或いは自ら歌舞に加わったのではないだろうか。最後の記事、高麗末期の禍王は宮女等を引き連れて、山上からこの様子を見下ろしている。八關會で厳守すべき八戒の一つ「今一日一夜として、歌舞戲樂に習わず」（「今一日一夜、不習歌舞戲

樂])⁵⁷⁾ は有名無実であった。

ところで、第三の記事は八閩会の墮落に見かねた毅宗が下教したものである。新羅仙風とは、新羅が三国統一を果たす際に貢献した青年貴族の集団、花郎徒⁵⁸⁾ を指す。毅宗がこの下教で「八閩会を裕福な両班に任せて仙家と定め、古風に従って人や天を大いに喜ばしめよ」とするのは、金庾信を始めとする花郎が備えた、仏教信仰に裏打ちする民衆教化と言う社会的機能⁵⁹⁾ を求めていたのであろう。しかしそれは叶わぬ夢であって、八閩会も燃燈会と同様に、歌舞飲食の舞台として盛行したに過ぎない。二つの祭祀の様子は、宋の徐兢も記録している。

- ・「臣聞く。高麗は素より鬼神を畏れ信じ、陰陽を忌むに拘れり。病あれど薬を服さず、父子至親と雖も相い視ず、唯だ呪詛壓勝を知る而已。…。王氏の國を有してより以来、山に依りて城を國の南に築き、以て子の月に建て、官属を率い儀物を具え天を祠る。後に契丹の冊を受け、與に其れ王子を立つるにも亦た此に於いて（鄭は如と刻す）禮を行行焉。其れ十月東盟の会、今は則ち其の月の望日を以て素饌を具う、之を八關齋と謂い、禮儀極めて盛んなり。其の祖廟は国の東門の外に在り。唯だ王は初めて襲封し與り三歳に一たび大いに祭る、則ち具うるに専くす（○宋本は車に作る）。…、歳の旦、月の朔、春秋の重午、皆な祖禰を享く。其の像を府中に絵がき、僧徒を率いて歌い唄うこと晝夜絶えず。又た俗は浮屠を喜ぶ。二月の望日、諸もろの僧寺の燭を燃やすこと極めて繁多なり、王は妃嬪と與に皆な往きて之を觀る。國人喧しく道路に闐つ、其の神祠の百里内に在る者は、四時に官を遣る。祠るに太牢を以てし、又た三歳に一たび大いに祭り、其の境内に偏し。然して期に及び神を祀るを以て名を偽り、民財を率歛し、白金千両を聚む、餘物稱めて是とし、其の臣属と與に之を分かす。此れ晒う可き

爲る也。』⁶⁰⁾

徐兢は八閩会を、『三国志』東夷伝にも記載されていた「東盟」に当たるものと捉えた。二月望日、灯火の甚だ多い祭祀は燃燈会を指す。国人が道で大いに賑わう様子は呼旗戯を指すのであろう。仏教儀礼は高麗において、歌舞飲食に従属したのである。

三 『朱子家礼』「祭礼」と跪拝習俗

(1) 儒礼教化政策の施行

集落一同が会し飲食する朝鮮旧来の祭祀において、歌舞は人外のものとして接する為に必須の身体技法である。高麗王朝期に隆盛を極めたと言われる仏教に備わる八閩会や燃燈会といった法会は、歌舞の新たな舞台として大いに催された。

しかし、高麗末期になって朝鮮半島に流入した朱子学は異なる。仏教のように歌舞の場を供与することはなく、『朱子家礼』⁶¹⁾ という儀式の手順書に基づいて従来の様式を規制する。礼という身体技法に沿って動くことを要求する同書の内容は、特に祭祀儀礼の実践において在来の技法と競合するものであった。

そこで、当時の政権に居た儒者たちは、緩やかな法規を施行することから着手する。「大夫士庶人祭礼」⁶²⁾ では、文宗二年に年四回の時祭を行う際に二日間の休暇を与えるよう定めたこと⁶³⁾ とか、身分によって何代祖までを奉仕するか⁶⁴⁾ といったことが記されている。祭事そのものは朱子家礼のものを第一とするが祭儀を随時加減しても良い⁶⁵⁾ とか、祭祀の維持と密接な関係を持つ宗法制を余り重要視していない⁶⁶⁾ など、朱子学に染まりきっていない当時の世相が伺える。

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

- ・「冠婚喪祭、克く禮に由る鮮し、…其れ疾病は至親と雖も薬を視ず、死に至れば殮すれど棺を拵なでず、王と貴胄と雖も亦た然り。貧人の若きは葬具無し。則ち露わにして中野に置き、封ぜず植えず、螻蛄むし烏鳶の之を食らうに委ぬ、衆は以て非と爲さず。淫祀詔祭は浮屠を好み、宗廟の祠は參するに桑門を以てす。…。」⁶⁷⁾

礼に由らぬ冠婚喪祭が横行する社会に対し、本格的な教化政策が始まるのは朝鮮王朝時代に入ってからのことである。特に祭礼を含めた冠婚喪祭の四礼は、朝鮮王朝にとって重要であった。

- ・「中外の大小臣僚閑良耆老軍民に教して王若く曰う、…一、冠婚喪祭は國の大法なり。禮曹に仰りて經典を詳究し、古今を參酌し、定めて著令を爲し、以て人倫を厚くし、以て風俗を正せ。」⁶⁸⁾

儒教は始めから「人倫を厚くし、風俗を正す」規範として存在した。李成桂の即位直後から政策は施行されていく。

- ・「大司憲の南在等上言す、…一、鬼神の道は福善禍淫、人は徳を修めず祭を瀆す、何ぞ益あらん。古者、天子は天地を祭り、諸侯は山川を祭り、大夫は五祀を祭り、士庶人は祖禰を祭り、各おの當に祭るべき所の者を以てして之を祭る、豈に自ら善を爲さず専ら鬼神に事え以て其の福を獲るの理有らん乎、願わくは今より祀典所載の理の合する祭なる者を除くの外、其の他の淫祀は一切禁断せよ。以て常典を爲り、違う者は痛理せよ。」⁶⁹⁾
- ・「中樞院事の権近に命じ、冠婚喪祭の禮を詳らかに定む」⁷⁰⁾
- ・「王若く曰く、…、国脈を培養するは、禮俗を養うに在り。前朝の季、^{とき}

政教は陵え夷われ、禮制は大いに壞れ、士は民風に習い俱に不美を爲し、以て亡ぶるに至る。今より士大夫爲る者は乃の身を飭し乃の職に勤しめ。民庶爲る者は乃の分を守り乃の役に供せよ、僥倖し以て苟得する母く、放僻し以て自逸する母かれ、以て禮義の俗を成せ。…。⁷¹⁾

従来祭られていた存在はみな鬼神、歌舞飲食の祭祀は鬼神の崇りを避け福を願う瀆祭とされてしまう。代わって儒教の身分制に則った各種の祭礼を行うべしと言っている。特に士庶人は儒式の祖先崇拜儀礼を行わなければならないとし、違反者は嚴重に処罰するよう要請した。それを受け陽村・権近は四礼を制定したのである。

「冠婚喪祭之礼」つまり『朱子家礼』典拠の礼を教化する政策が施行されると、儒礼の挙行が朝鮮社会の人々全てに強制されるようになった。祭祀儀礼も例外ではない。古来の形式である歌舞飲食は嚴重に取締られ、違反者は容赦なく処罰されていく。

- ・「司憲府は上疏して青原君沈淙の罪を請うも、允されず。疏略に曰く、祭享は吉禮なり、故に喪三年にして祭らず、祖宗の神すら且つ祀らず、況んや其の外の神を乎。今月二十一日、青原君沈淙、哀經の中に在りて、哀感の心無し、樂を動かし神を祀る。其の不孝は大なる矣、律に於いて考うるに、宗親在りと雖も、其れ十惡を犯す者は必ず須らく論罪すべし。不孝は十惡の一に居り。乞う、將に其れ犯せし所、律に依り論罪せんことを。《王は》中に留め下さず」⁷²⁾
- ・「長興府使の金頤の職を罷む。頤の妻は病を救うと稱し、神事を衙内に行う。また其の夫の《他所へ》出るに乗じて、神を他郷に禱り、往還には府の娼妓と奴を以て歌を唱い笛を吹く。頤の能く家を齋えざること甚し矣。憲府は文を其の道の監司に移し、遂に其の職を罷む。⁷³⁾

- ・「壬辰，掌令の金命申，將に本府は議啓して曰く，近日，淫祀を禁ぜず，婦女は杖鼓絃管を以て至り，前に鼓舞を引く。且つ伶人をして戯を前に呈せしむ。白晝大都の中，羞愧する所無し，此の風は長ず可からず也。…，伝に曰く，婦女は爾の若くならば，則ち憲司は何ぞ之を禁ぜざる，と。…。」⁷⁴⁾
- ・「晝講に御す。講訖り，検討官の朴文幹曰く，都中の坊曲は多く淫祀を行い，鼓笛の聲は路に洞徹す。今当に国恤すべし，と。此の如くすること可からざれば，痛禁せんことを請わん，と。上曰く，可し，と。」⁷⁵⁾

一つめの記事のように，たとえ王族であろうとも罪を免れない。「祭礼」に準じた祖先崇拜儀礼以外を抹消すべく違反者を次々と罰し続けた効果はてきめんであった。民衆たちは徐々に「祭礼」どおりの祭祀を行い始める。処罰が続く一方で，国王の下へ「祭礼」の定着についての報告も届きだす。

- ・「上初めて即位し，中外に下教す。孝子節婦義夫順孫の所在を求むるに，實迹の聞こゆるを以てせよ。凡そ数百人，上以爲えらく，宜しく特行を簡び，鄭招に命ずるに禮曹の行實を記せし状を上す所を以てせよ，と。左右の議政は議し，凡そ四十一人を得るに聞くを以てす，…，海美船軍の林上左は，母の没して墳を守り，家貧しくとも屨を織り，以て祭祀を行う。朴蕤は母没して墳を守り，其の妻は債を傭い，給を以て祭祀す。間は或に継がず，之を祭るに蔬を以てす。…，迎日の前提控李登の妻の呉氏，年は二十七，夫は京に死す。遺骸を家の北に収め，夫の祖母に事うること已親に事うるが如くし，毎月朔望は墓を詣で祭を設く…」⁷⁶⁾
- ・「礼曹は京外の孝子順孫節婦を訪ね以て啓す，…，黄海道谷山の人，知郡事李台慶の妻の姜氏，年は二十九，台慶歿して三年の後，四時の

祭は必ず誠を享む。…。』⁷⁷⁾

- ・「忠清道觀察使の金良璫馳せ啓す、…昌寧の人、前郡事の朴胃、父母俱に老う、胃は朝夕側を離れず、孝養の懇ろなること至れり、父歿して廬墓すること三年、母死するも亦た之の如し、喪畢り、毎に祠堂に於いて朝夕に祭を行う、新物有れば必ず薦む、亡に事うること生くるが如し、少しくも解怠すること無し。…、金海人…同邑の人、前主簿の潘碩澈は孝行有り、父母歿し、親ら石を負い担を担ぎ以て葬を営む。墓の側に廬し、其の哀誠を盡くす。喪畢れば、毎朝祠堂に謁し、出入は必ず告ぐ。朔望は必ず祭り、時の物に遇えば輒ち之を薦む。…。』⁷⁸⁾

違反者への処罰を主な手段とした祭礼教化が延々と続けられ、70年以上経った頃には朝な夕な祠堂へ詣で供物を備えるまでになった。飲み食い騒いでいた古来の祭礼とはまるで異なる新様式の祭礼が受容されていく。また、祖先も畏怖の対象から、「生きてそこに在られるが如く祀る」⁷⁹⁾ 敬いの対象へと推移する。

祭礼教化政策は達成されたかに見えよう。しかし、時の儒者たちは祭礼に入り込んだ習俗を見逃しはしなかった。

(2) 朝鮮跪拝技法論の発生

朝鮮王朝の統治以来、社会は朱子学を中心に動き出した。儒礼教化政策によって旧俗と儒礼が衝突し、社会を変貌させていく。100年以上の教化によって民衆の観念すら変えられ、死者は鬼神から生きるが如く接するべき祖先となった。それ故に発生した礼の歪みに気づいたのは儒者たちである。退溪・李滉は指摘する。

- ・「…祭時は當に立つべし、禮文に據りて疑い無し。但だ國俗に生時よ

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

り子弟は侍立の禮無し、祭時に盡くは古禮の如くする能わず。墓祭忌祭の如きは、皆な俗に循い之を爲す。惟だ時祭の三献以前において皆立つのみ、侷食の後は乃ち坐す、此れ家間にて行う所の禮也、未だ令の意の何如を知らず。」⁸⁰⁾

祭礼は立って行ふべきだというのが礼であるけれども、朝鮮の習俗には立って行ふ拝礼が無いので完全には「祭礼」に則れていないという。同時期の牛溪・成渾や栗谷・李珣の指摘はより具体的である。

- ・「墓祭、既已に兩度再拝して旋る、又參神は恐らく非禮なり、喪服の中に祭儀を行は、謹みて之を改めん」⁸¹⁾
- ・「降神三献の時、若し堂下にて序び立つの禮を用うるに非ざれば、則ち在に皆な當に俯伏すべし矣」⁸²⁾

栗谷もまた、祭礼で旧来の拝すなわちヂョルが行われていることを指摘する⁸³⁾。牛溪は現実を認める見地に立ち、降神節次においては俯伏すべきものと判断した。栗谷は改めるべしとし、退溪は判断を避けたけれども、牛溪によって旧俗の拝は「祭礼」にて行ふものとされる。以後、拝は跪き俯伏するヂョルの意味を持ち、彼らの弟子によってヂョルの技法論が練られていく。その展開には二つの方向があった。鶴峯・金誠一は次のように説く。

- ・「我が國の婦人は肅拜の禮有り（兩膝は地に跪き、首を挙げ、腰を伸ばし、両手は地に至り而して拜す。男子再拜すれば、則ち婦人は四拜す）。僧尼は則ち兩膝跪き叉手して拜す。男子の拜と同じからず。」⁸⁴⁾

鶴峯はデョルの原典を朱子学以前に求めた。その意図が「肅拜」という名を当てたところに隠れている。つまり、朝鮮の女性にはもともと跪いておろがむ拜礼様式があり、それが即ち弁九拜の一つ、肅拜である。それ故、デョルは駆逐すべき俗習ではなく『周禮』『礼記』に存在する儒礼であるのだ、と⁸⁵⁾。

彼の論理はいわば儒教起源論である。朝鮮を「東方礼儀之國」と定め、朱子学に止まることなく遡りうる限り儒教に淵源を求めていく姿勢と言えよう。しかし、形態の類似はあくまでも表面上のことに過ぎず、したがって形態それ自体を論拠とする論理展開はトートロジーに終始してしまう。

愚伏・鄭経世は違った。彼はデョルの動作を細かに分解し、その技法論を構成する。

- ・「凡そ拜は、一たび揖し、少しく退き、先ず左足を跪き、次いで右足を跪き、首を俯け地に至れ。而して《上体を》起こし、先ず右足を起て、以て両手は齊わせ、右膝に按し、次いで左足を起て、再び一たび揖し、而る後に拜す、其の儀度は務めて爲すに詳らかに緩やかにせよ、急迫にすべからず。」⁸⁶⁾

「養正篇」とは、「小学」の形式で書かれた生活規範である。彼において拜はデョルそのものである。なお、鄭経世は拜の一要素である「揖」と「跪」や、立ち姿勢「立」及び手の拱き方「又」についても以下のように解説している。愚伏の「拜」や前掲の資料②の流れに沿ってこれら四つの動作を行えば、デョルを完全に再生できる。

- ・立：「手を拱いて身を正し、両足は齊しく并べ、必ず立つ所の方位に順うべし。得て歪斜せず。困倦すと雖も、墻壁に倚り靠るを得

ず」⁸⁷⁾

- ・揖：「凡そ揖する時、^や稍や其の足^{ひら}を潤^{ひら}けば則ち立^{やす}つに穩^{やす}らかなり。須らく其の膝^{なほ}を直^{なほ}くし、其の身^{なほ}を曲^{なほ}げ、其の首^{なほ}を低^{なほ}くし、眼^{なほ}は自己の鞋^{なほ}の頭^{なほ}を見て、両手^{なほ}は圓^{なほ}く拱^{なほ}き而^{なほ}して下^{なほ}ろせ。《位の》尊^{なほ}い者と揖^{なほ}するには、手^{なほ}を挙^{なほ}げ眼^{なほ}《の高^{なほ}さ》に^{なほ}至^{なほ}らせ而^{なほ}して下^{なほ}ろせ。《年の》長^{なほ}ずる者と揖^{なほ}するには、口^{なほ}《の高^{なほ}さに》^{なほ}至^{なほ}らせ而^{なほ}して下^{なほ}ろせ。《手^{なほ}は》皆^{なほ}な膝^{なほ}を過^{なほ}ぎ令^{なほ}めよ。平^{なほ}しきと揖^{なほ}を交^{なほ}わすには、心^{なほ}に當^{なほ}て而^{なほ}して下^{なほ}ろせ。必^{なほ}ずしも膝^{なほ}を過^{なほ}ぎず、皆^{なほ}な手^{なほ}を當^{なほ}て身^{なほ}に隨^{なほ}わせよ。《上^{なほ}体^{なほ}を》起^{なほ}てるには、《手^{なほ}を》胸^{なほ}に當^{なほ}てる《その高^{なほ}さ》に^{なほ}於^{なほ}いて又^{なほ}せよ」⁸⁸⁾
- ・跪：「頭^{なほ}を低^{なほ}くし手^{なほ}を拱^{なほ}いて穩^{なほ}やかに下^{なほ}ろし、雙^{なほ}膝^{なほ}と腰^{なほ}は直^{なほ}く豎^{なほ}てよ。蹲^{なほ}り屈^{なほ}めるべからず。背^{なほ}は稍^{なほ}や俯^{なほ}け、以^{なほ}て恭^{なほ}敬^{なほ}を致^{なほ}せ」⁸⁹⁾
- ・又：「左^{なほ}手^{なほ}を以^{なほ}て右^{なほ}手^{なほ}の大^{なほ}拇^{なほ}指^{なほ}を緊^{なほ}く把^{なほ}り、左^{なほ}手^{なほ}の小^{なほ}指^{なほ}を令^{なほ}て右^{なほ}手^{なほ}の腕^{なほ}に向^{なほ}かわしむ。大^{なほ}指^{なほ}は向^{なほ}かいて右^{なほ}手^{なほ}に上^{なほ}ぐ、四^{なほ}指^{なほ}は皆^{なほ}な直^{なほ}く、以^{なほ}て胸^{なほ}を掩^{なほ}う。亦^{なほ}太^{なほ}だ胸^{なほ}に著^{なほ}くべからず、須^{なほ}らく稍^{なほ}や離^{なほ}すこと方^{なほ}に寸^{なほ}あら令^{なほ}むべし」⁹⁰⁾

ここにおいて、初めて拝は朝鮮独自の意味を与えられた。朱子学伝来以後、胡跪や私礼拝として蔑まれ、また教化政策によって淘汰の対象にあった朝鮮一般のひれ伏すお辞儀⁹¹⁾が、鄭經世によって詳細な解説を付され、儒式の榮譽を賜る。

更に、愚伏の「拝」は、沙溪・金長生によって高度に洗練された。その著『家礼輯覽』において「拝」から「展拝」と更に高度な様式「拝礼」という二つの様式に作り上げる。

- ・（展拜圖）「凡そ下^{なほ}拜^{なほ}の礼^{なほ}、一^{なほ}たび揖^{なほ}して小^{なほ}しく退^{なほ}き、再^{なほ}び一^{なほ}たび揖^{なほ}して即^{なほ}ち俯^{なほ}伏^{なほ}し、両手^{なほ}を以^{なほ}て齊^{なほ}しくして地^{なほ}に^{なほ}按^{なほ}べよ。先^{なほ}ず左^{なほ}足^{なほ}を跪

<資料③>⁹²⁾



き、次いで右足を屈して、^{すこ}略し^ふ蟠せて《姿勢を》還し、左《側》は^{そろ}畔え、稽首して地に至し、即ち起つ。先ず右足を起て、雙手は齊しく膝の上^{なら}に^な按べ、次いで左足を起て、^{つづ}連けて^{ふた}両たび^な拜し起て。前に進み、^{かんけん}寒暄を^の叙べよ。少しく退き、揖し、再び^{ふた}両たび^な拜して前に進み、^{しりぞ}卻き^の間闊を^の叙べ、^{つづ}賀語を^の叙べよ。然らずんば、初めに^{つづ}連けて^の四たび^の拜し、^{しりぞ}卻き^の寒暄を^の叙ぶるも亦た^ま得う。」^{かな}⁹³⁾

ギョルはついに存在を認められ、展拝と名付けられた。国俗から儒礼として再構成されたギョルは、祭祀において堂々と行われるようになる。それは民間においてのみならず、王朝儀礼においても同様であった。序に挙げた、宗廟の礼における俯伏の報告は、王族の祖先祭祀における展拝の挙行を認めさせるものに他ならない。これ以降、展拝すなわちギョルは祭祀で行われるべき拝礼として定着し、現代のチェサにおいても尊敬の表現として存続していくのである。

結 び

本稿では、『朱子家礼』「祭礼」典拠のチェサにおいて、記述の無い跪拝ヂョルが行われている現象に着目し、なぜ行われるようになったのか、また、なぜ儒教起源の礼として認識されているかについて通時的視点から考察してきた。要約すると以下のとおりである。

チェサとヂョルはもともと由来の異なるものであった。チェサは『朱子家礼』典拠の祖先祭祀である。しかし、ヂョルは儒教とは何の関係も無い在来の習俗であり、その淵源は古代にまで遡るものであった。

朝鮮王朝が儒礼教化政策を施行する以前の朝鮮において、独立した祖先祭祀は存在しなかった。祭祀の様式は、集落の人間が集まって歌舞飲食を行うというものである。歌舞という身体技法を用いて交信する対象は、山神や天神といった神々であった。時が経ち、外来の宗教が流入しても歌舞祭祀は廃れることなく、むしろ吸収し大規模に発展していく。

高麗末期に朱子学が流入すると、『朱子家礼』「祭礼」に準拠した祭祀の挙行を国家が民衆に強制した。その結果、徐々に「祭礼」の形式が定着する。しかし、形式とともに儒教の祖先観、生きるが如く接すべき祖先という観念が刷り込まれた。その為に、従来は生きた人間に対して尊敬を表す拝礼、跪拝が死せる祖先に対しても行われるようになってしまう。

李退溪を始めとする朝鮮儒者はこの礼の歪みに気づいていた。退溪や栗谷などは跪拝を否定し、「祭礼」どおりの拝礼を唱えるばかりであったけれども、退溪の弟子の世代に当たる儒者達は跪拝の儒教的論理化を志向する。跪拝を生活規範として技法化するという論理は愚伏・鄭経世の「養正篇」において初めて認められた。彼の論理は沙溪・金長生に影響を与え、「家礼輯覧図説」で展拝と名付けられる。儒礼の地位を得た朝鮮跪拝は、17世紀初頭になると国王の祖先祭祀「宗廟之祭」においてすら行われるに

至った。

本稿では、考察の対象を祭祀様式の変遷とそれによる跪拝技法論の発生に絞ったため、跪拝習俗そのものや拝礼に関する礼論についての考察は及ばないところが多い。また、跪拝技法論の今後の展開についても言及できなかった。これら全ては、稿を改めて考察することとしたい。

〔付記〕 本稿は筑波大学大学院修士課程地域研究研究科に提出した2002年度修士論文「朝鮮王朝対土庶人祭礼教化政策研究——朝鮮跪拝習俗史に見る祭祀様式の変遷と儒礼教化政策の位置づけ——」の一部を加筆・修正の上作成したものである。その概要については2004年11月の「桃山学院大学国際文化学会・英語英米文学会・人間科学会第16回三学会合同研究発表会」において発表した。

本稿の作成に至るまで多くの方々のご指導ご助言を頂きました。まず、修士論文作成時には筑波大学社会科学系の古田博司先生に主指導としてご指導を賜りました。哲学思想学系の中村俊也先生（2005年3月末御退官）や佐藤貢悦先生には、副指導として多くのご助言を頂きました。また、桃山学院大学の友沢昭江先生や青野正明先生はじめ三学会の諸先生方には発表の機会を与えて頂くとともに、内容について多くのご指摘を頂きました。以上、心より感謝申し上げます、ここに記す次第です。

注

- 1) 祭祀の韓国語音であり，제사 (Jaisa) と書く。日本語で原音表記する場合にはチェサ以外にチェーサ，ジェサ，ジェーサがある。本稿ではチェサと表記する。
- 2) 例えば以下の研究を挙げることができる。

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

- ・ 梁愛舜「在日朝鮮人社会における祭祀儀礼——チェサの社会学的分析——」、『立命館産業社会論集』33-4, 1998年, 立命館大学産業社会学会（後に『在日朝鮮人社会における祭祀儀礼——チェサの社会学的分析——』（2004年, 昂洋書房）に収録）
- ・ 金俊華「中国朝鮮族における民族教化の再構成——「祭祀」と「婚礼」の事例を中心に——」（『九州大学比較教育文化研究施設紀要』49, 1996年, 九州大学比較教育文化研究施設）
- ・ 李暎美「祭祀の意義と行礼に関する研究」（『誠信研究論文集』26-1, 誠信女子大学校, 1987年, ソウル）

上の二論と異なり, 最後の研究は現代の韓国社会におけるチェサの意義を考察している。しかしこのような研究も, グローバル化の進んだ現代において失われつつあるとされる儒教的道徳を如何にして保持するか, 更に言えば儒教的道徳の保持を土台として如何に自らを「韓国人」たらしめるか, その手段をチェサの挙行に付託する点では変わらない。

- 3) 韓国語表記は절 (Jeol)。本稿ではヂョルとする。他にチョル, ジョルとも書く。
- 4) 「秋夕」省墓。(撮影者: 本田洋, 撮影場所: 韓国全羅北道南原郡, 撮影日: 1989年9月) http://www3.aa.tufs.ac.jp/~hhonda/Images/cd3343/Img_0037.JPG
- 5) 古田博司『ソウルの儒者たち』, 草風館, 1988年, p93。
- 6) 同上, p94。
- 7) 膝についての動作は, 例えばト日, つまり日取りを決めるための祭礼冒頭の儀式において祝というト占担当の者が祝詞を読む際に祭礼の主催者の横に跪き（『朱子家礼』「四時祭」, 時祭用仲月前日ト日の条, 「祝は, 詞を執り主人の左に跪き, 読むに…」(「祝, 執詞跪于主人之左, 読…」)), 酒を注ぐ際にもやはり跪く（『朱子家礼』「初献」「亜献」「三献」の各項参照）。しかし, 列席者一同でひれ伏すことはない。
- 8) 「禮曹啓曰, 二月十九日朝講, 上曰, 宗廟之祭, 以唐禮爲法, 執事之臣, 立以行禮, 唐人習於立, 故雖終日久立, 不爲勞矣, 我國則不然, 年老之臣, 不能久立, 至於流汗沾衣, 非但在下爲然, 自上亦不能堪也, 大概身安, 然後可盡誠敬, 決不能堪, 則何以盡禮, 肅敬以跪, 似無所妨, 本月二十三日, 都

承旨李尚毅啓曰、頃日朝講、宗廟制度稟定時、宗廟祭立禮一節、別有傳教、並令禮官議啓稟、傳曰、此乃偶然言之、然試問不妨、大概凡參祭上下人、決不能堪之事、此意並言之、禮曹啓曰、凡祭以敬爲主、故立而行禮、其來已久、但我國之人不習於立、雖非老病亦不能堪疲困之極、誠敬不專理、勢使然、聖念及此、不但體下察物之仁溢於言表、其欲不竭人力專意致敬之意至盡矣、依聖教、代以跪、先合情禮、等我國之人、跪亦非其所習、常時闕庭行禮之時、呼跪則不知長跪、之爲跪類皆危坐而已、則反涉不敬、尤爲未安、我國之俗、凡尊敬以俯伏爲禮、已爲成習、雖不如立之爲正、比之於跪坐、猶爲彼善於此、事係祭亨重事、非該曹所敢獨擅、議大臣稟旨、定奪署經、施行何如、傳曰、先事傳教矣、議于大臣、則領議政柳永慶、左議政許瑑、右議政韓庇寅、以爲宗廟之祭、立而行禮、老病之人、力所難堪、自上特爲留念、發問於筵中、此誠出於臨祭致敬、體下以仁之至意、而但自祖宗朝、凡祭以立爲禮、行之已久、一朝卒變、恐或未安、伏惟上裁施行何如、傳曰知」(『宣祖實録』卷二百十一、四十年五月乙丑)。傍線は引用者による。以下、同じ。書き下し分に《》で補足する場合も同様である。ただし、原文の注は()で示した。

- 9) 『朱子家礼』は冠婚喪祭の四礼について書かれたマニュアル本であり、記された手順に従えば滞り無く儀礼が進行していくという非常に便利なものであった。いま、その構成を簡単に説明すると、冒頭には「家礼図」と題して家廟や神主(位牌)の図及び大宗小宗図という親族関係を表した図などが記載されている。続いて「通礼」という項目では「祠堂」や「深衣制度」など、儀礼全てに共通する要素を解説する。以下、「冠礼」「昏礼」「喪礼」「祭礼」の順で続く。

原本は『家礼』と題されているが『文公家礼』、『朱文公家礼』、『朱子家礼』などの通称もある。本稿では日韓の朝鮮朱子学研究において比較的頻繁に使われている『朱子家礼』の呼称を用いることとした。

なお、本稿において底本とした『朱子家礼』は『性理大全』(中文出版社、1981年)所収のものである。本稿一の(2)で用いた李湜『家礼諺解』(弘文閣、1984年、ソウル)と発行年次の近い朝鮮芸格本『朱子家礼』も副次的に用いている。

- 10) 「己未。司憲府大司憲の李至等は疏を陳ぶること數條なり。疏に曰く、…、凡そ祭儀は、一^{ひと}えに文公家禮に依れ。以て下に示せば、則ち勤^{ひと}勉むることを

待たずして自然に《教》化は民に及ぶ矣。」〔「己未。司憲府大司憲李至等疏陳數條。疏曰、…、凡祭儀、一依文公家禮。以示於下、則不待勤勉而自然化及於民矣。〕(『太宗實録』卷二、元年十二月己未)

- 11) 朝鮮における国王は、少なくとも礼の挙行という面では中国皇帝ほど臣民と乖離していないと考える。なぜならば、朝鮮国の王位は中国皇帝に冊封されることを前提とするため、地位の権威付けにおいて中国内の諸侯と朝鮮国王とに差異は無い。以下の見解に拠る。

「儒林はかれらの家族間に通行するところの禮をもつて、上下の通禮となし、首権者と、かれら臣民との間に區別を設けなんだ、つまり、王室が全州李氏であれば、我は光山金氏であつて、その閥閥（両班）たるに於ては、差等上下はないといふ認識が先立つてゐる」（稲葉岩吉「麗末鮮初に於ける家禮傳來及び其意義」、『青丘学叢』23、1936年2月、p16）

- 12) 儒礼教化政策についての体系的な研究として古田博司「李朝儒礼教化政策史研究——儒教思想の政治的実践と破綻に関する一考察——」（筑波大学博士（法学）学位請求論文、2000年3月）がある。朝鮮における死生観等、当論文を含む氏の研究成果より多くの示唆を得た。

- 13) 礼とは何かという問いに対し、以下の見解を挙げる事ができる。

・「たとえば親に孝、君に忠、といつても、それは単なる教義に過ぎず、具体的にどういう行為をすれば孝になるのか、その細かな行為規定が礼なのである。これを欠く儒教は空中樓閣と言っても過言ではなく、仁・義・智・信は礼の土壤の上に咲いた花といつてよい。」（三浦國雄『朱子』、講談社、1989年（第2版、初版1979年）、p255）

・「朱熹によれば、克己するには禅のような方法もあるが、復礼によって克己するのが儒教の特長であり、先王の教える正しいやり方である。復礼の礼とは、各人が生まれつき備えている理としての礼ではなく、個別具体的な身体動作である事としての礼である。それゆえ、学んで体得していかなければならない。」（小島毅「朱子の克己復礼解釈」、宋代史研究会編『宋代の規範と習俗』、1995年、汲古書院、p85）

「行為規定」や「身体動作」といった表現の違いは存在するものの、要するに身体を動かすことにこそ礼の本質があると考えて良い。本稿で礼を身体技法と記すのは、礼が身体を如何に動かせば仁や義などの徳を充分に表現でき

るのかを突き詰めた技法であり、また同時に、内側に在る徳を向上させる為に学ばねばならない身体の動かし方であると認識するためである。

14) 「後生は學問するに、且つ須らく曲禮少儀儀禮等を理會し、灑除應對進退の事を學ぶべし。先ず爾雅訓詁等の文字を理會するに及び、然る後に以て語の上をすべし。下學して上達す。」〔「後生學問、且須理會曲禮少儀儀禮等、學灑除應對進退之事。及先理會爾雅訓詁等文字。然後可以語上。下學而上達。」(『性理大全』卷四十三、學一「小學」)]

15) 現代におけるゾールの分析は三種類ある。一つは形態論的類似性を以て論拠とするもの、一つは意義を求めるもの、最後に跪拝脱却論の型に嵌めた分析である。第一者はトートロジーに陥り、第二者は主観論に終始しやすい。これらは韓国の論文に見られる。また、第三者は日本の儀禮成立史研究に見られる。日本の拝禮様式が跪拝から立礼へと変わったパラダイムをそのまま朝鮮の事例に嵌めこんでしまう。既に固定された論理への置き換えもまた危険である。例えば以下論文が上記に該当し、付した番号は上に準ずる。

- ① 表成恩・李吉杓「拜禮(ゾール)に関する歴史的考證」(『韓国家庭管理学会誌』8-1, 韓国家庭管理学会, 1990年)
- ② 南明熙「韓国儀禮による拜禮形態考察——安東地域中心——」(『安東文化』1-1, 安東大学附設安東文化研究所, 1980年, 安東)
- ③ 笈敏生「東アジアにおける跪禮の伝統と忌避意識」, 『日本歴史』640, 日本歴史学会, 2001年

16) 大阪外国語大学朝鮮語研究室編『朝鮮語大辞典』, 角川書店, 1986年, p2056。

17) 以下に各名称の朝鮮語音と漢字それぞれの意味を挙げる。朝鮮語は大阪外国語大学『前掲書』, 漢字は諸橋轍次『大漢和辞典』よりそれぞれ引用し, 文末に各辞典の引用頁を付した。

①フン

(흥) 単独で用いられることは無く, 訓として「おこる。おきる。」の意味がある。(p2655)

(興) 「たちあがる。」(p9798)

②ウプ

(읍) 「両手を合わせて顔の上まで持ってゆき腰を恭しく折ってから再び

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

体を伸ばしながら両手を下ろす挨拶の礼法。」(p1872)

(揖)「両手を胸の前で拱し、之を上下し、或は前に推しすすめて先方を敬う意を表わす礼。」(p4954)

③グェ

(꺾) 単独での用法はないが、「꺾복 (跪伏)」が「ひざまずいてひれ伏すこと」(p341)であるので、꺾 (跪) 単体で跪くことを意味すると考えて良い。

(跪)「ひざまずく。両膝を地につけ、腰と股とをのばしている。又、其の礼拝。礼容の一。」(p11356)

④ゴンス

(공수)「(尊敬の意味を表すために)左手を上にして両手を組み合わせること。」(p251)

(拱手)「礼の一。両手を胸前でかさねあわせる。男子は吉時には左を前にし、凶事には右を前にする。婦人は男子と吉凶を反対にする。」(p4842)

⑤ベ

(배)「おじぎ (ヂョル), おじぎする (ヂョルする), おがむ (拝礼する)」(p1025)

(拜)「おがむ。少し上体をまげ、胸前にくみあわせた手まで首を下げる。」
「敬容の総称。」(p4834)

- 18) 朝鮮語表記はそれぞれ、参神「참신 (Chamsin)」・降神「강신 (Gangsin)」。
- 19) 「主人以下叙立如祠堂之儀，立定再拜。若尊長老疾者，休於他所」(『朱子家礼』「祭礼」参神)
- 20) 「主人升，搯笏焚香，出笏少退立，執事者一人開酒取巾拭瓶口，實酒于注，一人取東階卓子上盤盞，立主人之左，一人執注立于主人之右，主人搯笏跪，奉盤盞者亦跪，進盤盞，主人受之，執注者亦跪，斟酒于盞，主人左手執盤，右手執盞，灌于茅上，以盤盞授執事者，出笏，俛伏，興，再拜，降復位」(『朱子家礼』「祭礼」降神)
- 21) 今村鞆「朝鮮の祭式」、『朝鮮風俗集』，ウツボヤ書籍店，1913年，京城，p73-74。
- 22) 朝鮮総督府中枢院調査課編『朝鮮祭祀相統法論序説』，朝鮮総督府中枢院，1939年，京城，p623-624。

- 23) 「北溪陳氏曰、寥子晦広州所刊本、降神在參神之前、不若臨漳傳本、降神在參神之後爲得之、蓋既奉主於其位、則不可虚視其主、而必拜而肅之、故參神宜居於前、至灌則又所以爲將獻而親饗其神之始也、故降神宜居於後、然始祖先祖之祭、只設虚位而無主、則又當先降而後參、亦不容以是爲拘」『朱子家礼』「祭礼」、參神。なお、注は拝礼の様式以外に、參神と降神のどちらを先行させるかについて述べているけれども、本稿の主旨とは関連が薄いのでこれ以上は言及しない。
- 24) 『朱子家礼』「通礼」祠堂の項で記載されている礼をいう。
- 25) 「凡拜、男子再拜、則女子四拜、謂之挾拜、其男女相答拜亦然」(『朱子家礼』「通礼」祠堂)。
- 26) 李湜『家礼諺解』卷十、「祭礼」、15a。なお、現代韓国語訳は「반드시 절 하혀 공경할 것인 (故료)」。
- 27) 以下の見解による。『後漢書』編纂は、南宋の范曄によるもので、五世紀前半の編纂とされている。後漢王朝の後にくる三国時代のことを記した『三国志』は、晋の陳寿が三世紀後半に既に編纂しておえている。このように『後漢書』より『三国志』が早く編纂されているだけでなく、魏や晋の王朝は朝鮮に楽浪・帶方二郡を設置し、東方への関心がきわめて高い時期である。それゆえ、『三国志』では歴代正史の中で、東方諸民族について最も詳細な風俗記事を伝えている。『後漢書』はこの『三国志』東夷伝の記事を机上で要約した部分が多いとされている。この祭祀関係の記事も、その要約記事にあたるものである。(井上秀雄「高句麗の祭祀儀礼」、末松保和博士古稀記念会編『古代東アジア史論集』(上)、p110、吉川弘文館、1978年)
- また、中国史書は中華思想の立場から異民族の風習を克明に記録しているものの、朝鮮史書は編者が自国の歴史や伝承を中国的な合理性に適うような記述がされているとの指摘もある(井上「前掲論文」、p119)。しかし中国側の資料は外部の者からの視点と言う限界があり、自ずと大枠的な内容になってしまう危険性が存在するのではなからうか。そこで本章では、大筋として始めに中国史料の記事を挙げつつ、朝鮮史料によって適宜個別具体的な事例を示すこととする。
- 28) 「夫餘。…以殷正月祭天、國中大會、連日飲食歌舞、名曰迎鼓。」(『三国志』「魏書」東夷伝、夫餘条)

- 29) 「高句麗。…其俗節食，好治官室於所居之左右，立大屋，祭鬼神，又祀靈星社稷。…其民喜歌舞，國中邑落暮夜，男女羣聚群集，相就歌戲。…以十月祭天，國中大會，名曰東盟。…其國東有大穴，名隧穴，十月國中大會，迎隧神，還于國東上祭之，置木隧于神坐。」(同上，高句麗条)
- 30) 「瀝。…其俗重山川。…常用十月節祭天，晝夜飲酒歌舞，名之爲舞天。又祭虎以神。」(同上，瀝条)
- 31) 「韓。…常以五月下種訖，祭鬼神。羣聚歌舞飲酒，晝夜無休，其舞數十人，俱起相隨踏地低昂，手足相應節奏，有似鐸舞。十月農功畢亦復如之。信鬼神，國邑各立一人主祭天神，名之天君。又諸國各有別邑，名之蘇塗，立大木縣鈴鼓事鬼神。諸亡逃至其中，皆不還之。」(同上，韓条)
- 32) 「弁辰。…俗喜歌舞飲酒，有瑟，其形似筑，彈之亦有音曲。…祠鬼神。」(同上，弁辰条)
- 33) 高句麗や韓の鬼神について，農耕神であるとの指摘がある。「(高句麗や韓の)鬼神は種おろしの予祝祭や収穫祭の祭神である…鬼神は一般的に固有神をさすが，初期農耕社会の韓族社会では農耕神をさしている。当時の高句麗社会は純然たる農耕社会でなく狩猟生活をも営んでいたことが知られる。それゆえ固有神には農耕神だけでなく，狩猟神もあったと思われる。…。ただ，ここでは靈星や社稷を祭る神殿まで付置していることから，高句麗の宮殿とならぶ神殿には農耕神が祭られていたとみてもよい」(井上秀雄「前掲論文」，p112)
- 34) 祖先観と連関する死生観から祖先への態度を読み取るとは或る程度可能である。『三国志』「魏書」東夷伝より以下に挙げる。
- ・「瀝。…疾病死亡せば，輒ち舊宅を捐棄^{すなわ}て，更めて新居を作る。」(「瀝。…疾病死亡，輒捐棄舊宅，更作新居。」)
 - ・「弁辰。…大鳥の羽を以て死を送る。其の意は死者をして飛揚せしめんと欲してなり。」(「弁辰。…以大鳥羽送死。其意欲使死者飛揚。」)
- 瀝において死者が忌まれていたことは分かる。また，弁辰では空へ送り出されていたとある。しかし，瀝と辰韓が隣接している状況を念頭に置くと，少なくとも両地域において死者は送り出されると言うよりは旧宅から空へ追い出されるものだったと考えられる。
- ただ，どのような身体技法で追い出していたかについて，朝鮮半島地域の

東夷は言及されていない。しかし、周辺諸夷の倭人条には「其の死には、棺有れども槨無し、土を封じ冢を作り、始め死して喪を停むること十餘日、時に當りては肉を食らわず、喪主は哭泣し、他人は就ち歌舞し酒を飲む。」（「其死、有棺無槨、封土作冢、始死停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。」）とあり、同じく烏丸条に「貴兵死すれば、屍を斂め棺を有う。始め死すれば則ち哭し、葬れば則ち歌舞し相い送る。」（「貴兵死、斂屍有棺、始死則哭、葬則歌舞相送。」）とある。これらを見ると、朝鮮半島の場合も歌舞飲食によって死者を旧宅から空へ追い出した可能性を想定することはできる。とはいえ推測の域を出るものではないので、ここでは死者に対する歌舞飲食があった可能性と、死者を忌み追い出す態度から祖先を尊敬する観念は生じにくいということを指摘するにとどめる。

なお、病人や死者を外へ追い出す風習が高麗時代に多く存在したことは古田博司が指摘している（『儒礼教化以前朝鮮葬祭法復原攷』、『朝鮮学報』152、朝鮮学会、1994年）。

- 35) 井上秀雄「高句麗・百濟の祭祀儀礼」、『古代朝鮮史序説——王者と宗教——』、東出版寧楽社、1978年、p96。
- 36) 「又幸鮑石亭。南山神現舞於御前。左右不見、王獨見之、有人現舞於前。王自作舞、以像示之。神之名或曰祥審、故至今國人傳此舞、曰御舞祥審、或曰御舞山神。或云、既神出舞、審象其兒、命工摹刻、以示後代。故曰象審、或曰霜髯舞。此万以其形稱之。」（『三国遺事』「紀異卷第二」處容郎望海寺）。なお、祥審、象審、霜髯などは全て山神を言い、同音異字の漢字を当てている。また、「万」を「乃」の誤記とみなし「すなわち」と読んだ（三品彰英遺撰『三国遺事考証』上、塙書房、1975年、p143-155）。
- 37) 「又幸於金剛嶺、時北岳神呈舞、名玉刀鈴。又同禮殿宴時。地神出舞、名地伯級于。語法集云、于時山神獻舞。唱歌云、智理多都波都波等者、蓋言以智理國者、知而多逃、都邑將破云謂也。乃地神山神知国將亡、故作舞以警之。國人不悟、謂爲現瑞、耽樂滋甚。故國終亡。」（同上）。
- 38) 「蜀後漢世祖光武帝建武十八年壬寅三月禊洛之日。所居北龜旨（注は省略）、有殊常聲氣。呼喚衆庶、二三百人集會於此。有如人音、隱其形、而發音曰、此有人否。九于等云、吾徒在。又曰、吾所在爲何。對云、龜旨也。又曰、皇天所以命我者。御是處、惟新家邦。爲君后、爲茲故降矣。你等溷掘峯頂撮土。

歌之云、龜何龜何、首其現也。若不現也、燔灼而喫也。以之蹈舞。則是迎大王、歡喜踴躍之也。九干等如其言、咸忻而歌舞。」(『三国遺事』「紀異卷第二」駕洛國記)。

- 39) 「三月巡幸国東州郡。有不知所從來四人、詣駕前歌舞、形容可駭、衣巾詭異。時人謂之山海精靈(古記謂、王即位元年事)。」(『三国史記』十一、「新羅本紀」第十一、憲康王五年三月)。
- 40) 例えば、白石という名の高句麗人が金庾信をだまし討ちしようとしたけれども三柱の地神が事前に伝えて彼を救ったので、そのお礼として多くのお供え物を受け取るという場面がある。「(金庾信)公は乃ち白石を刑し、百味を備え三神を祀る。皆な現身を現し奠を受く。」[(金庾信)公乃刑白石、備百味祀三神。皆現身受奠。](『三国遺事』紀異卷第一「金庾信」)
- 41) 例えば、以下の記述がある。
- ・新羅「好みて山神を祭る、…、元日は相い慶賀し燕饗す。毎に其の日を以て日月神を拜す」[「好祭山神、…、元日相慶賀燕饗、每以其日拜日月神」(『舊唐書』「東夷伝」新羅)]
 - ・高麗「其の國俗は陰陽鬼神の事を信じ、頗る多く忌に拘る。」[「其國俗信陰陽鬼神之事、頗多拘忌」(『宋史』「列伝」高麗)]
- 42) 本節では仏教儀礼について述べるが、ここで道教についても若干触れておきたい。

高麗王朝期、道教は仏教に比べ存在度が高いとは言えないようである。例えば『宋史』「列伝」高麗条では「風俗は頗る中国に類す、…多く僧有れども、道士無し。」(「風俗頗類中国、…多有僧、無道士。»)という状況であった。実際には少しばかり道士が存在したものの、身なりからして道士らしくない。宋の徐兢の記録『宣和奉使高麗圖經』で高麗の道士の服装を指して「羽衣を以いず、白布を用て裘と爲す、阜巾は四帶。之を民俗に比せば、特に其の袖の少しく襖裕なる而已。」(「不以羽衣、用白布爲裘、阜巾四帶。比之民俗、特其袖少襖裕而已。»)とあるように袖が少しゆったりしているだけで外は民間と変わらぬ出で立ちである。高麗条の記述は故なしとしない。いわば役人道士として道観へ勤める彼等であるが故に宗教団体形成の求心力にはなれなかったと指摘されている(車柱環著、三浦國雄・野崎充彦訳『朝鮮の道教』、人文書院、1990年、p296-297)。

- とは言え、『高麗史』「志」卷第十七（禮五，吉禮小祀）に記されるように、国家祭祀の中に馬祖祭や風師雨師雷神靈星祭が存在することも事実である。朝鮮道教研究はまだ未開拓な部分が多く、今後の研究が待たれる。
- 43) 「御内殿，召大匡朴述希，親授訓要曰，…其六曰，朕所至願，在於燃燈八關，燃燈所以事佛，八關所以事天靈及五嶽名山大川龍神也。後世姦臣，建白加減者，切宜禁止。吾亦當初誓心，會日不犯國忌，君臣同樂，宜當敬依行之。」（『高麗史』「世家」第二，「太祖」二，二十六年夏四月）。
- 44) 「丁酉，王如奉恩寺，特設燃燈會，慶讚新造佛像，街衢點燈，兩夜各三萬盞，重光殿及百司，各置綵樓燈山，作樂。」（『高麗史』「世家」第九，「文宗」三，二十七年二月丁酉）。
- 45) 「己丑，燃燈。王如奉恩寺。庚寅，大會，宴諸王宰樞侍從于重光殿。酒酣，命左右舞，平章事金景庸等起舞。承宣林彦，佯醉而退曰，東邊未寧，可忍舞乎。」（『高麗史』「世家」第十三，「睿宗」二，四年二月己丑）。
- 46) 「辛酉。燃燈。王如奉恩寺。翌日大會，御帳殿看樂，夜與群臣酣飲，日晏未罷，軍校皆使酒鼓譟，牽龍，爭高其榻，至與浮階，相齋尊卑無等，王亦甚欲起舞，左承文章弼諫止之。」（『高麗史』「世家」第二十，「明宗」二，十一年正月辛酉）。
- 47) 「二月戊子，燃燈。王如奉恩寺。庚寅。宴諸王宰樞，王再举手以示群臣曰，凡赴宴者，拍手以助我樂。酒闌，王猶樂甚，群臣拍手踊躍，汗流被體，至暮乃罷。」（『高麗史』「世家」第二十四，「高宗」三，四十六年二月戊子）。
- 48) 「辛丑。燃燈。觀呼旗戲於殿庭賜布。國俗以四月八日是釋迦生日家家燃燈，前期數旬，群童剪紙注竿爲旗，周呼城中街里求米布爲其費。謂之呼旗。」（『高麗史』「世家」第四十，「恭愍王」三，夏四月辛丑）。
- 49) とここで、この呼旗は現代巫儀の紙銭を想起させる。紙銭とは、小さな竿に短冊切りした紙をいくつも貼り付けた、毛の長いブラシのような外観である。古田博司「儒礼教化以前朝鮮葬祭法復原攷」（前出）三の（三）、「紙銭」と神主そして紙榜」に詳しく言及されている。
- 50) 「庚子。設八關會，御神鳳樓，賜百官酺，夕幸法王寺。翼日大會，又賜酺，觀樂。」（『高麗史』「世家」第六，「靖宗」，即位年十一月庚子）。
- 51) 「庚辰。設八關會，王自毬庭還至閣門前，駐蹕，唱和久之。命倡優，歌舞仗內，幾至三鼓，御史大夫崔贊雜端許載進諫，王嘉納之。」（『高麗史』「世家」

第十四、「睿宗」三，十年十一月庚辰）。

- 52) 「戊子。御觀風殿，下教曰，…一，遵尚仙風。昔新羅仙風大行，由是龍天歡悅，民物安寧。故祖宗以來崇尚其風久矣。近來兩京八關之會，日減舊格，遺風漸衰。自今八關會預擇兩班家產饒足者，定爲仙家，依行古風，致使人天咸悅。…。」(『高麗史』「世家」第十八，「毅宗」二，二十二年春正月戊子)。
- 53) 「己亥。設八關會，王觀樂于毬庭，翌日大會，又觀樂于毬庭。」(『高麗史』「世家」第二十，「明宗」二，十四年十一月己亥)。
- 54) 「十一月丁丑，設八關會，幸法王寺，當國恤，奏還宮樂，識者譏之。」(『高麗史』「世家」第二十五，「元宗」一，元年十一月丁丑)。
- 55) 「十一月丁巳，設八關會，翼日王御儀鳳樓觀樂，墜榻傷臂。」(『高麗史』「世家」第三十七，「忠穆王」，二年十一月丁巳)。
- 56) 「丁卯。設八關會，禱率妓及宮女，登憲府北山，觀之。」(『高麗史』「列伝」第四十九，「辛禡」四，十二年十一月丁卯)。
- 57) 「…，是れに於いて比丘，若し族姓子族姓女を信じ，聖八關齋を知らんと欲さば，便ち某甲に當て是く作すべき説を教えん，猶お阿羅漢の如し。…，阿羅漢の教うる所爲るは，今日より始め，意の欲する所に隨いては復た殺生せず。…意の欲する所に隨いては復た盜竊せず。…今より已後は，復た姪妣せず。…今より已後は，更に復た妄語せず。…今より已後は意の欲する所に隨いて亦た飲酒せず。…今一日一夜として，意の欲する所に隨いて，亦た齋を犯さず。…今一日一夜として，高く廣き床に坐らず。…今一日一夜として，歌舞戲樂を習わず，亦た紋飾を著し香熏し塗身を塗るをせず。是くの如き修行，聖八關齋なり。…。」〔「…，於是比丘，若信族姓子族姓女，欲知聖八關齋，便教某甲當作是説，猶如阿羅漢。…，爲阿羅漢所教，自今日始，隨意所欲，不復殺生。…隨意所欲，不復盜竊。…自今已後，不復姪妣。…自今已後，更不復妄語。…自今已後，隨意所欲，亦不飲酒。…今一日一夜，隨意所欲，亦不犯齋。…今一日一夜，不於高廣床坐。…今一日一夜，不習歌舞戲樂，亦不著紋飾香熏塗身。如是修行，聖八關齋。…。」(『大正新修大藏經』第一卷，阿含部上四，八九，「佛說八關齋經」)]
- 58) 花郎徒は，団長である花郎と団員である郎徒とで構成される青年貴族の集団である。彼等については「更めて美貌の男子を取り之を粧飾す，名づけて花郎とし以て之を奉ず。徒衆は雲集し，或いは相い磨くこと道義を以てし，

或いは相い悦ぶこと歌樂を以てす。山水に遊娛し、遠しとし至らざるは無し。」

〔「更取美貌男子粧飾之，名花郎以奉之。徒衆雲集，或相磨以道義，或相悅以歌樂，遊娛山水，無遠不至。」（『三国史記』卷第四，「新羅世紀」第四，三十七年春）〕とあり，歌舞は花郎徒集團の重要な活動の一つであった。三品彰英も花郎徒の機能の一つを「歌舞遊娛を行なう青年の社交クラブふうのもの」とする（『新羅花郎の研究』（三品彰英論文集第六卷），平凡社，1974年）。八關会の更正に花郎徒を引き合いに出すという点からも，歌舞が重要な身体技法として認識されていたことや八關会が仏教法会としては機能していなかったことが伺える。

- 59) 拙稿「新羅花郎徒制度の社会的機能——仏教的見地からの一考察——」，『桃山学院大学学生論集』12，桃山学院大学学生論集刊行委員会，1997年，p41。
- 60) 「臣聞。高麗素畏信鬼神，拘忌陰陽，病不服藥，雖父子至親不相視，唯知呪詛壓勝而已。…。自王氏有国以來，依山築城於国之南，以建子月，率官属具儀物祠天。後受契丹冊，與其立王子亦於（鄭刻如）此行禮焉。其十月東盟之会，今則以其月望日具素饌，謂之八關齋，禮儀極盛。其祖廟在國東門之外，唯王初襲封與三歲一大祭，則具專（○宋本作車）。…，歲旦月朔春秋重午皆享祖禰。繪其像於府中。率僧徒歌唄，晝夜不絕。又俗喜浮屠。二月望日，諸僧寺然燭極繁侈，王與妃嬪皆往觀之，國人喧闐道路，其神祠在百里内者，四時遣官。祠以太牢，又三歲一大祭，徧其境内，然及期以祀神爲名，率歛民財，聚白金千兩，餘物稱是。與其臣屬分之。此爲可哂也。」（『宣和奉使高麗圖經』，卷十七，祠宇）。
- 61) 注9) 参照。
- 62) 『高麗史』卷六十三，志十七，礼五。
- 63) 「文宗二年七月壬寅に制す。大小官吏，四仲時祭は，休暇すること二日なり，と。」（「文宗二年七月壬寅制，大小官吏，四仲時祭，休暇二日。」，同上）。
- 64) 「恭讓王二年二月に判ず。大夫以上は三世を祭り，六品以上は二世を祭り，七品以下庶人に至りては祭父母を祭れ，と。」（「恭讓王二年二月判，大夫以上祭三世，六品以上祭二世，七品以下至於庶人祭父母。」，同上）。
- 65) 「儀式を行禮うには，一えに朱文公家禮おこなに依り，宜しきに隨ひといて損益すべし。」（「行禮儀式，一依朱文公家禮，隨宜損益。」，同上）。

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

- 66) 「右、宗子の祭法、今より中外は遵守し以て禮俗を成せ。其中、人情事勢の不便なる者有れば、必ずしも宗法に拘らず。其れ見て族長おもを存い、神主と主祠を奉ぜよ。其の余の嫡庶子孫は、並に其の家に於いて與ともに祭れ。衆子孫の生まれし所の父母は、各おの神主おのを作し、其の家に祭り、致齋すること常儀の如くせよ。」(「右宗子祭法、自今中外遵守以成禮俗、其中有人情事勢不便者、不必拘宗法、其見存族長、奉神主主祠、其餘嫡庶子孫、並於其家與祭、衆子孫所生父母、各作神主、祭於其家、致齋如常儀。」、同上)。
- 67) 「冠婚喪祭、鮮克由禮、…其疾病雖至親不視藥、至死殮不拊棺、雖王與貴胄亦然、若貧人無葬具、則露置中野、不封不植、委螻蟻鳥鳶食之、衆不以爲非、淫祀諂祭好浮屠、宗廟之祠參以桑門、…。」(『宣和奉使高麗圖經』、卷二十二、雜俗)。
- 68) 「教中外大小臣僚閑良耆老軍民。王若曰、…一、冠婚喪祭、國之大法。仰禮曹詳究經典、參酌古今、定爲著令、以厚人倫、以正風俗。…」(『太祖實録』卷一、元年七月丁未)。
- 69) 「大司憲南在等上言、…、一、鬼神之道、福善禍淫、人不修德瀆祭、何益、古者、天子祭天地、諸侯祭山川、大夫祭五祀、士庶人祭祖禰、各以所當祭者而祭之、豈有自不爲善專事鬼神以獲其福之理乎、願自今除祀典所載理合祭者外、其他淫祀一切禁斷、以爲常典、違者痛理」(『太祖實録』卷二、元年九月己亥)。
- 70) 「命中樞院事權近、詳定冠婚喪祭之禮」(『太祖實録』卷七、四年六月戊辰)。
- 71) 「王若曰、…、培養國脈、在於養禮俗、前朝之季、政教陵夷、禮制大壞、士習民風俱爲不美、以至於亡、自今爲士大夫者飭乃身勤乃職、爲民庶者守乃分供乃役、毋僥倖以苟得、毋放僻以自逸、以成禮義之俗、…。」(『太祖實録』卷八、四年十月乙未)。
- 72) 「司憲府上疏、請青原君沈淙罪、不允。疏略曰、祭享吉禮、故喪三年不祭、祖宗之神且不祀、況其外之神乎、今月二十一日、青原君沈淙、在衰絰之中、無哀感之心、動樂祀神、其不孝大矣、考之於律、雖在宗親、其犯十惡者必須論罪、不孝居十惡之一、乞將其所犯、依律論罪、留中不下」(『太宗實録』卷一、元年四月戊子)。
- 73) 「罷長興府使金頌職、頌妻称救病、行神事于衙内、又乘其夫之出、禱神于他鄉、往還以府娼妓與奴唱歌吹笛、頌之不能齊家甚矣、憲府移文其道監司、

- 遂罷其職」(『太宗実録』卷二十一，十一年六月戊午)。
- 74) 「壬辰，掌令金命中，將本府議啓曰，近日不禁淫祀，婦女至以杖鼓絃管，前引鼓舞，且使伶人，呈戲於前，白晝大都之中，無所羞愧，此風不可長也，…，伝曰，婦女若爾則憲司何不禁之。」(『世祖実録』卷七，三年三月壬辰)
- 75) 「御晝講，講訖，檢討官朴文幹曰，都中坊曲，多行淫祀，鼓笛之聲，洞徹街路，今當國恤，如此不可，請痛禁，上曰可」(『成宗実録』卷一百六十，十四年十一月壬辰)。
- 76) 「上初即位，下教中外，求孝子節婦義夫順孫所在，以實迹聞，凡數百人，上以爲宜簡特行，命鄭招以禮曹所上記行實狀，議於左右議政，凡得四十一人以聞，…，海美船軍，林上左，母没守墳，家貧織屨，以行祭祀。朴蕤母没守墳，其妻傭債，以給祭祀，間或不繼，祭之以蔬，…，迎日前提控李登妻吳氏，年二十七，夫死於京，収遺骸于家北，事夫祖母如事已親，每月朔望，詣墓設祭，…」(『世宗実録』卷七，二年正月庚申)。
- 77) 「禮曹訪京外孝子順孫節婦以啓，…，黃海道谷山人知郡事李台慶妻姜氏，年二十九，台慶歿，三年後，四時祭享必誠。…。」(『世宗実録』卷四十二，十年十月丙午)。
- 78) 「忠清道觀察使金良瓚馳啓，…昌寧人前郡事朴胄，父母俱老，胄朝夕不離側，孝養懇至，父歿廬墓三年，母死亦如之，喪畢，每於祠堂行朝夕祭，有新物必薦，事亡如生，無少解怠，…，金海人…同邑人，前主簿潘碩澈，有孝行，父母歿，親負石担土以營葬，廬于墓側，盡其哀誠，喪畢，每朝謁祠堂，出入必告，朔望必祭，遇時物輒薦之…」(『成宗実録』卷三，元年二月丙辰)。
- 79) 「祭如在，祭神如神在，子曰，吾不與祭，如不祭」(『論語』「八佾第三」)
- 80) 「…祭時當立，據禮文無疑，但國俗生時子弟無待立之禮，祭時不能盡如古禮，如墓祭忌祭，皆循俗為之，惟於時祭三獻以前皆立，侑食後乃坐，此家間所行之禮也，未知令意何如」『退溪先生文集内集』(卷二十二，書，12b-13a，「答李剛而 乙丑」)。

ところで，退溪は朝鮮で行われる祭礼について，他に以下の如く指摘する。

・「時祭は神に事^{つか}うるに極まるの道，故に齋^{ものいみ}は三日なり。忌日墓祭は則ち後世は俗の祭に随う，故に齋^{ものいみ}は一日なり。祭義は齋^{ものいみ}を同じくせざる有り，安んぞ異ならざるを得んや」〔時祭極事神之道，故齋三日，忌日墓祭則後世随俗之祭，故齋一日，祭義有不同齋，安得不異〕(『退溪先生文集内集』卷

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

二十七、書、14a、「答鄭子中別紙 庚午」〕。

- ・「問う、世俗は多く高祖の祭を行わず、忌日は或いは酒を飲み肉を食らう、甚しき者は宴樂に預かるに至る。駭すべし、と。先生曰く、高祖は乃ち《喪に》服すこと有り親、何ぞ祭らざるべけんや。《飲酒食肉宴樂は》程朱は已に之を行行、諸もろの禮文を考え見るべし。然して時の王之制は此の如し、何ぞ彼の行わざるを責めるべけんや。但當に自ら盡す而已（金誠一）」〔「問、世俗多不行高祖之祭、忌日或飲酒食肉、甚者至預於宴樂、可駭、先生曰、高祖乃有服之親、何可不祭、程朱已行之、考諸禮文可見、然時王之制如此、何可責彼之不行、但當自盡而已（金誠一）」（『退溪先生言行録』卷四、15b-16a、論礼）〕。

前者は実際に祭礼を始める前に儀式を管理・進行する者（主祭者）が行う齋の期間について、後者は文字どおり飲食の宴会を指す。特に後者は、本稿の二で考察した歌舞飲食祭祀のもう一つの要素、飲食の部分について指摘したものであり、現行のチェサにおいて行われる飲福の節次を想起させる。本稿においては考察対象を祭祀内の身体技法に焦点を当てた為に祭儀自体の検討は限定されたものとなっている。ここでは、祭儀及び祭礼に必要な設備や道具を準備させるよう教化する政策、すなわち祭礼教化政策の存在を指摘するにとどめ、稿を改めて考察することとした。

- 81) 「墓祭、既已兩度再拜而旋、又參神恐非禮、喪服中行祭儀、謹改之」（『栗谷全書』、卷十一、書三、28b、「與宋雲長」）。
- 82) 「降神三獻時、若非用堂下序立之禮、則在皆當俯伏矣」（『牛溪先生集拾遺』22a、「書」、答鄭季涵）。
- 83) 栗谷が拜字をどのような意味で使ったかは以下による。

「幼者拜せば、則ち主人《尊者を指す》は跪きて而して微かに首を俯く。若し主人の齒徳殊に絶せば、則ち客は堅く拜を納れんことを請え。主人許せば、則ち立ちて而して之を受けよ。主人之に坐ることを命ずれば、則ち更めて俯伏し、與ち、然る後に就ち坐れ」〔「幼者拜、則ち主人《尊者を指す》跪而微俯首、若主人齒徳殊絶、則客堅請納拜。主人許、則立而受之、主人命之坐、則更俯伏、興、然後就坐」（同上、卷十六、雜著三、17a、禮俗相交）〕

目上の者が膝をついて首を俯けてお辞儀するのに対し、これより頭の高い

姿勢でのお辞儀を栗谷が勧めるとは考えにくい。ここでの拜は本稿の一で考察したようにヂョルであると解すべきであろう。年齢や位のかげ離れて高い（齒徳殊に絶す）者に対して拜すなわちヂョルをさせて貰えるよう強く請わせるところに栗谷の拜礼観が伺える。

- 84) 「我國婦人，有肅拜之禮（両膝跪地，挙首，伸腰，両手至地而拜，男子再拜，則婦人四拜）。僧尼則両膝跪又手而拜，與男子拜不同」（『鶴峯先生文集』卷六，22b，「雜著」，風俗考異条，巾幘如唐注婦人僧尼皆男子拜）。
- 85) 以下参照。
- ・「肅拜。但だ俯き手を下にせよ。今時の擡は、是れ也」〔「肅拜，但俯下手，今時擡，是也」〕（『周礼注疏』，「春官」，大祝，辨九禮）
 - ・「肅拜なる者は，拜の中最も輕し。惟れ軍中に此有り。肅拜は，婦人も亦た肅拜を以て正と爲す」〔「肅拜者，拜中最輕，惟軍中有此，肅拜，婦人亦以肅拜爲正」〕（同上）
 - ・「肅拜は，拜し頭を低むる也。手拜は，手は地に至る也。婦人は肅拜を以て正と爲す。凶事は乃ち手拜するの^{のみ}耳」〔「肅拜，拜低頭也，手拜，手至地也，婦人以肅拜爲正，凶事乃手拜耳」〕（『礼記』少儀）
- 86) 「凡拜，一揖，少退，先跪左足，次跪右足，俯首至地，而起，先起右足，以兩手齊，按右膝，次起左足，再一揖，而後拜，其儀度務爲詳緩，不可急迫」（『愚伏先生別集』卷二，38b，養正篇，「拜」）。
- 87) 「拱手正身，兩足齊并，必順所立方位，不得歪斜，雖困倦，不得倚靠墻壁」（同上，39a，「立」）。
- 88) 「凡揖時，稍潤其足則立穩，須直其膝，曲其身，低其首，眼看自己鞋頭，兩手圓拱而下，與尊者揖，挙手至眼而下，與長者揖，至口而下，皆令過膝，與平交揖，當心而下，不必過膝，皆當手隨身，起，又於當胸」（同上，38b，「揖」）。
- 89) 「低頭拱手穩下，雙膝腰真豎，不可蹲屈，背稍俯，以致恭敬」（同上，38b-39a，「跪」）。
- 90) 「以左手緊把右手大拇指，令左手，小指向右手腕，大指向上右手，四指皆真，以掩胸，亦不可太著胸，須令稍離方寸」（同上，38a，「叉手」）。
- 91) 胡跪は『高麗史』「世家」卷三十六，「忠惠王」即位年閏七月条に，私禮は『高麗史』「世家」第二十二，「高宗」一，六年正月条などに見える。朝鮮跪

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

拝そのものに関しては稿を改めて論じたい。

92) 金長生『沙溪全書』卷二十四, 2a-b。

93) 「凡下拜之礼, 一揖小退, 再一揖即俯伏, 以兩手齊按地, 先跪左足, 次屈右足, 略蟠還左畔, 稽首至地即起, 先起右足以雙手齊按膝上, 次起左足, 連兩拜起, 進前, 敘寒暄, 少退, 揖, 再兩拜, 進前, 卻敘間闊, 敘賀語, 不然初連四拜, 卻敘寒暄亦得」(同上, 2a, 家禮輯覽圖說, 「展拜圖」)。

The Development of the Traditional Kneeling Bow, *Jeol*, as a Methodology for Confucian Ritual in Korea

Yuuki KANEKO

In Korea, a traditional kneeling bow, called *jeol* (절), is performed during ceremonies of ancestor worship, *jaisa* (제사). The purpose of this paper is to investigate the origin of *jeol* and the background to how it came to be performed in Korean Confucian ancestral rites.

Should *jeol* be performed in *jaisa*? Strictly speaking, it should not. The correct ritual for *jaisa* was laid down in the chapter titled “Ancestral Rites” in the Family Rituals of Chu Hsi (朱熹), and stipulated that participants should bow while kneeling with a straight back. Although *jeol* is a prostration of Korean origin, in coming to be accepted as a form of Confucian bow it became a Korean variant of traditional Confucian rites. In this phenomenon we can find the natural energy that transformed *jeol* from a Korean folkway to a Confucian ritual prostration.

To clarify how this came about, I examined the vicissitudes of movement techniques in Korean ritual ceremonies from ancient times to the period of the Joseon dynasty.

From the era before unification by Silla, dance accompanied by singing was the centre of Korean religious ceremonies. It remained popular after Buddhism was introduced to Korea, perhaps because, as a means of appeasing and communicating with the spirits, it was considered to be superior to previous forms. However, dance was rejected in the Joseon period because of the Joseon dynasty’s policy of indoctrination with Neo-Confucian ideology, including the holding of ancestor worship ceremonies according to Chu Hsi’s Family

朝鮮跪拝技法論の発生とその背景

Rituals. Nevertheless, *jeol*, being a kneeling bow intended to express respect for elders or superiors, came to be performed in ancestral rites because it was admitted as implying respect for ancestors.

Korean Confucianists had to solve this problem. First came the technique for the kneeling bow developed by Jeong Gyeong-sai, which eventually led to Kim Jang-saeng's coining of the term *jeonbae* to denote *jeol* defined and carried out as a Confucian bow. In this way *jeol* was finally admitted as being a Confucian bow, and has continued to be performed in Korea up to the present.